

坂井市商工会小規模事業者後継者支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、坂井市内の小規模事業者が後継者に経営を移譲しようとするとき、必要とする経費の一部を補助し、円滑な事業の承継を促進させることにより、雇用の場の確保等を図り、地域社会の持続的な活性化を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第54号）第2条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有する者をいう
- (2) 後継者 小規模事業者の経営を受け継ぎ、既存事業の継承又は新たな事業を展開する者をいう
- (3) 事業承継 後継者が小規模事業者の経営を受け継ぐことをいう。
ただし、この補助金において事業承継は親族内承継又は、役員・従業員承継に限定する。

(補助金の交付)

第3条 商工会長は、後継者不足に直面している小規模事業者の実情を踏まえ、廃業による雇用の機会又は貴重な技術等の喪失防止及び地域コミュニティを維持するため、後継者に対し予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象となる後継者は、次の各号に掲げる全ての条件を満たす者とする。

- (1) 市内に居住し、住民基本台帳に登録されていること（法人の場合は、代表者が市内に居住し、住民基本台帳に登録されていること。）
または市外に在住し、経営を受け継ぐ者で、補助事業年度以内に坂井市に転入し居住できる者
- (2) 市税等の滞納が無い者
- (3) 坂井市商工会に会員加入し、必要な経営計画作成支援および、事業実績報告支援を受ける事が可能な者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく届出を要する事業でないこと。
- (5) 代表者若しくは役員が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと。

- (6) 代表者若しくは役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力、関与する等これと関わりを持つ者ではないこと。
- (7) 坂井市商工会新規創業支援事業等、同種の補助制度を活用していないこと。
- (8) その他審査会が適切でないと判断する事業ではないこと。

(補助金の対象事業、補助率等)

第5条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という)、補助対象経費、補助率等は、別表のとおりとする。

- 2 算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする後継者(以下「申請者」という。)は、事業継承後2年(24ヶ月)以内に坂井市商工会小規模事業者後継者支援事業補助金交付申請書(様式第1号)および、経営計画書(様式第2号)を商工会長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 商工会長は、前条の規定による補助金の交付申請の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、坂井市商工会小規模事業者後継者支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

- 2 商工会長は、前項の場合において、補助金の目的及び適正な執行に必要と認める次の条件を付するものとする。
 - (1) 補助金は、申請した補助対象事業以外に使わないこと
 - (2) 第12条に規定する実績報告書を提出すること
 - (3) 交付決定を受けた日から5年以上事業を継続すること
 - (4) 補助事業に係る改修工事施工、備品購入等は、坂井市内に本店又は事業所等を有する業者であること

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 前条第1項の規定による交付決定通知を受けた申請者(以下(交付決定者)という。)は、補助事業の内容又は経費の配分その他申請に係る事項の変更をしようとするときは、あらかじめ坂井市商工会小規模事業者後継者支援事業変更承認申請(様式第4号)を商工会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(軽微な変更)

第9条 前条ただし書の軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助事業ごとの事業量又は事業費の20パーセントを超える増減
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助金交付決定額の変更

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 交付決定者は、補助業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ坂井市商工会小規模事業者後継者支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）に具体的な理由を付して商工会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等)

第11条 交付決定者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに坂井市商工会小規模事業者後継者支援事業遅延等承認申請書（様式第6号）を商工会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 交付決定者は、補助事業が完了したとき、又は第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、坂井市商工会小規模事業者後継者支援事業実績報告書（様式第7号）を商工会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 商工会長は、前条の規定による事業実績報告者の提出があったときは、必要な審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該交付決定者に坂井市商工会小規模事業者後継者支援事業確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第14条 交付決定者は、補助金を受けようとするときは、坂井市商工会小規模事業者後継者支援事業補助金請求書（様式第9号）を商工会長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第15条 交付決定者は、補助金に係る経費についての収支を明確にし、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 商工会長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するとき
は、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付決定の条件に違反したとき
- (2) 事業の実施方法が不相当と認められるとき
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたと認められるとき

(審査委員会の設置)

第17条 申請された事業を審査するため審査委員会を置く。

2 前項の審査委員会は、坂井市商工会新規創業支援事業補助金の審査会
に準用する。

(その他)

第18条 この要綱の定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項
は、商工会長が別に定める。

附 則

- 1. この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
- 2. 改正 平成30年2月19日
- 3. 改正 令和5年4月1日

別表第1 (第5条関係)

補助対象経費	(1) 店舗、工場等の建設費、取得および改修費 (2) 新たな店舗、駐車場等の賃借料 (最高6ヶ月) (3) 事業に供する機械装置等設備又は備品購入費 (4) 新商品開発に係る材料等開発費 (5) 広報費、展示会出展経費 (6) 事業に供する車両購入費 (営業車両などの普通乗用車は除く) ※各経費は事業専用の経費とし、汎用品・消耗品は除く
--------	---

別表第2 (第5条関係)

補助率	補助限度額
補助対象経費の2分の1以内	500,000円